



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年6月27日火曜日 第1772号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	543
施術機関の指定.....	543
指定医療機関の所在地名の変更.....	543
指定医療機関の廃止の届出.....	544
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	544
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	545
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	545
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	546
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	546
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	547
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	547
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	547
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の休止の届出.....	547
大規模小売店舗の廃止の届出.....	548
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	548
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	548
土地改良事業の工事の完了（6件）.....	548
ふ化業者の登録.....	549
保安林予定森林.....	549
道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....	550
道路の供用開始（県道中島環状線）.....	550
道路の区域変更（県道平野坂戸線）.....	550
道路の供用開始（"）.....	550
道路の供用開始（一般国道378号）.....	551
道路の区域変更（一般国道379号）.....	551
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	551
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	551
道路の供用開始（"）.....	551
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	552
道路の供用開始（"）.....	552
道路の供用開始（一般国道380号）.....	552
開発行為に関する工事の完了.....	552

## 公 告

公文書の公開の実施状況.....	553
個人情報の開示等の実施状況.....	553
愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施.....	554

## 雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....	555
---------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第944号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により

### ○愛媛県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成18年6月27日

、医療機関を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
さとう内科クリニック	医療法人 さとう内科クリ ニック	今治市大新田町三丁目 4番8号	平成18年 5月1日
こあみ歯科医院	小 網 達 矢	新居浜市高木町8-24	平成18年 6月1日
西条調剤薬局	有限会社 東 予 調 剤	西条市大町540番地4	平成18年 2月27日
弁財天耳鼻咽喉科クリニック	医療法人 弁財天耳鼻咽喉 科クリニック	西条市大町613番地3	平成18年 5月1日
いしづちやまクリニック	医療法人 いしづちやまク リニック	西条市周布921番地	平成18年 5月1日
松田循環器科内科	医療法人 松田循環器科内 科	西条市三津屋南13番50 号	平成18年 5月1日
かりやま整形外科	狩 山 憲 二	西条市大町701番地2	平成18年 6月1日
米田脳神経外科	米 田 滋 明	西条市大町706番地4	平成18年 6月1日
真成堂セリ薬局	有限会社 真 成 堂	西条市大町703番地3	平成18年 6月1日
ごとう小児科	医療法人 ごとう小児科	大洲市東大洲74番地2	平成18年 5月1日
てらさか歯科医院	寺 坂 弘 司	大洲市長浜甲405番地 3	平成18年 6月1日
藤石医院	医療法人 こまくさ会	東温市志津川1843番地 1	平成18年 4月7日

### ○愛媛県告示第945号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
われい整骨院	川 添 大 一 郎	宇和島市和豊東町三丁目 2-3ラポートメン トクラブ1F	平成18年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
小川医院	医療法人小川医院	喜多郡内子町内子甲1261番地1	喜多郡内子町内子2212番地	平成17年1月1日

○愛媛県告示第947号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
中浦診療所	水野伸二	南宇和郡愛南町中浦1268-1	平成18年5月1日
弓立整形外科医院	弓立恒善	今治市南日吉町二丁目3番20号	平成18年5月1日
さとう内科クリニック	佐藤政晃	今治市大新田町三丁目4番8号	平成18年5月1日

西条調剤薬局	有限会社東予調剤	西条市大町520番地の1	平成18年2月27日
飯岡調剤薬局	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	西条市飯岡西原2019	平成18年4月23日
いしづちやまクリニック	中川秀和	西条市周布921番地	平成18年5月1日
弁財天耳鼻咽喉科クリニック	篠原孝之	西条市大町613番地3	平成18年5月1日
松田循環器科内科	松田昌三	西条市三津屋南13番50号	平成18年5月1日
ごとう小児科	後藤悟志	大洲市東大洲74-2	平成18年5月1日
藤石病院	医療法人こまくさ会	東温市志津川1843番地1	平成18年4月7日

○愛媛県告示第948号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
宮内東光	伊予郡松前町浜400	宮内ひふ科	伊予郡松前町浜400	平成18年5月1日
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年3月31日
医療法人生きる会	今治市北宝来町二丁目4番地9	ケアセンターいきいき	今治市北宝来町三丁目2番地12号	平成18年6月2日
医療法人仁明会	今治市南宝来町三丁目2番地3	デイサービスセンターはとり	今治市南宝来町三丁目4番地1	平成18年5月31日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	訪問介護ラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年3月1日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	デイサービスセンターラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年3月1日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	グループホームラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年3月1日
株式会社ダイコー	宇和島市高串中田1番耕地377番地1	通所介護事業所おひさま	宇和島市三間町大内123番地1	平成18年6月1日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービスセンター虹	宇和島市柿原1280番地	平成18年5月31日
社団法人宇和島市医師会	宇和島市桜町1番50号	療養通所介護さくらまち	宇和島市広小路2番40号	平成18年5月31日

有限会社花梨	宇和島市愛宕町三丁目2-9	介護サービスかりん	宇和島市愛宕町三丁目2-9	平成18年6月1日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地の1	ジェイコム福祉用具サービス	西条市北条231番地1	平成18年5月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	西予市三瓶デイサービスセンター	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成18年5月17日

## ○愛媛県告示第949号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人生きる会	今治市北宝来町二丁目4番地9	ケアセンターいきいき	今治市北宝来町三丁目2番地12号	平成18年6月2日
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万21番地	ケアプランサービスくま	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成18年6月1日

## ○愛媛県告示第950号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	平成18年4月1日
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松5180	有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松5180番地	平成18年4月1日
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年4月1日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ宇和島出張所	宇和島市保手二丁目7-16	平成18年4月1日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市上泉町11番40号	平成18年4月1日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ジェイコム福祉用具サービス	西条市北条231番地1	平成18年5月1日
三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	三菱電機ライフサービス株式会社西条支店	西条市ひうち8番地6	平成18年5月16日
三泰商事有限会社	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ大洲三泰商事有限会社	大洲市東大洲9番地2	平成18年4月11日
三泰商事有限会社	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ西予三泰商事有限会社	西予市宇和町坂戸330番5	平成18年4月11日

株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地 1	株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地 1	平成18年6月2日
----------	--------------------	----------	--------------------	-----------

○愛媛県告示第951号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護 予防事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
ケアセンター幸有限会社	宇和島市宮下乙97番地7	デイホーム折鶴	南宇和郡愛南町柏386番地	平成18年5月16日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	訪問介護ラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年5月30日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	デイサービスセンターラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年5月30日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	グループホームラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年5月30日
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地1	ラ・ファミーユ	今治市菊間町浜1453番地1	平成18年5月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	四国中央市上分町358番地1	平成18年6月1日
有限会社ひまわり商会	西予市宇和町上松葉392-2	有限会社ひまわり商会	西予市宇和町小野田373番4	平成18年5月24日
株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	平成18年6月2日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン伊予米湊ケアセンター	伊予市米湊975-4	平成18年6月2日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	指定訪問介護事業所ヘルパーステーション重信	東温市北野田533番1	平成18年6月1日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	訪問看護ステーション重信	東温市北野田533番1	平成18年6月1日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	指定通所介護事業所デイサービスセンター重信	東温市北野田533番1	平成18年6月1日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	指定短期入所生活介護事業所ショートステイ施設重信	東温市北野田533番1	平成18年6月1日

○愛媛県告示第952号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	三菱電機ライフサービス株式会社西条支店	西条市ひうち8番地6	平成18年5月16日
有限会社ひまわり商会	西予市宇和町上松葉392-2	有限会社ひまわり商会	西予市宇和町小野田373番4	平成18年5月24日
株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	平成18年6月2日

## ○愛媛県告示第953号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人里久会	喜多郡内子町平岡甲135-1	（変更後） 居宅介護支援事業所アンジュ	（変更後） 喜多郡内子町平岡甲133番地	平成18年3月1日
		（変更前） 土居内科外科医院	（変更前） 喜多郡内子町平岡甲135-1	

## ○愛媛県告示第954号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宮内章充	大洲市徳森2217-11	みやうち医院	大洲市徳森2217-11	平成13年10月31日

## ○愛媛県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宮内章充	大洲市徳森2217-11	みやうち医院	大洲市徳森2217-11	平成13年10月31日

## ○愛媛県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	居宅介護支援事業所不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成18年3月31日

○愛媛県告示第957号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
松山四国電業株式会社	松山市一番町四丁目1番地11	平成18年4月17日

○愛媛県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市玉川町畑寺地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・宝地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成18年6月28日から7月26日まで
- 縦覧場所  
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市菊間町長坂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・丸山地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成18年6月28日から7月26日まで
- 縦覧場所  
今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第960号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土

地改良事業（かんがい排水）・榎床2地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・榎床2地区）計画書の写し  
(2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成18年6月28日から7月26日まで
- 縦覧場所  
愛南町役場

○愛媛県告示第961号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	尾山地区	平成17年1月6日

○愛媛県告示第962号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	上山田地区	平成18年3月29日

○愛媛県告示第963号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	皇子地区	平成18年 3月28日

○愛媛県告示第 964 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	谷之内下地区	平成18年 3月14日

○愛媛県告示第 965 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により

○愛媛県告示第 967 号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成18年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登 録 年 月 日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
18第 1 号	平成18年 6月 8 日	合資会社 工藤舎 松山市道後今市 7 番 7 号	工藤舎ふ卵場 松山市道後今市 7 番 7 号

○愛媛県告示第 968 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
今治市朝倉上乙18
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
今治市朝倉上乙 661
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

公告する。

平成18年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	土居之奥下地区	平成18年 3月27日

○愛媛県告示第 966 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	金毘羅下地区	平成18年 3月16日

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字宮ノ谷乙 942、乙 944

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 969 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市下伊台町1506番7から 同町1507番5まで	平成18年6月27日

○愛媛県告示第 970 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市神浦3689番5から 同市神浦3689番6まで	平成18年6月27日

○愛媛県告示第 971 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町窪21番2地先	旧	メートル 7.4～9.8	キロメートル 0.017	
			新	8.2～17.0	0.017	
"	"	西予市宇和町平野1番2から 同町伊崎535番まで	旧	5.4～10.0	0.034	
			新	3.5～7.0	0.032	
"	"	西予市宇和町伊崎1番から 同町伊崎3番地先まで	旧	7.8～10.0	0.018	
			新	8.0～14.8	0.018	

○愛媛県告示第 972 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町窪21番2地先から 同町伊崎3番地先まで	平成18年6月27日



## ○愛媛県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町垣生字家ノ下甲106番1から 同町垣生字前新地丙1番5まで	平成18年6月27日

## ○愛媛県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	379号	喜多郡内子町吉野川119番地先から 同町吉野川2186番地先まで	旧	メートル 3.8~17.0 12.0~18.7	キロメートル 1.001 0.802	
			新	12.0~18.7	0.802	

## ○愛媛県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松乙501番13から 同町重松乙501番7まで	旧	メートル 4.2~10.1 7.3~53.3	キロメートル 0.120 0.085	
			新	7.3~53.3	0.085	

## ○愛媛県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2481番6から 同町大瀬中央2679番3まで	旧	メートル 3.5~10.5	キロメートル 0.773	
			新	10.5~36.0	0.768	

## ○愛媛県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2481番6から 同町大瀬中央2485番地先まで	平成18年6月27日

## ○愛媛県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前238番2から 同町村前67番2まで	旧	メートル 2.5～6.2	キロメートル 0.547	
			新	7.4～102.0	0.547	

## ○愛媛県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前238番2から 同町村前67番2まで	平成18年6月27日

## ○愛媛県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町日野川1559番1から 同町日野川1544番2まで	平成18年6月27日

## ○愛媛県告示第981号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第11号 平成18年6月15日	伊予郡松前町大字恵久美字安松496番2	南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2 警察署長官舎 山崎 宣行

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成17年度における公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

Table with 7 columns: 区分, 請求等の件数, 公開, 部分公開, 非公開, 処理中, 取下げ. Rows include 公開請求, 公開申請, and 合計.

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。
注3 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

Table with 3 columns: 実施機関, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows list various departments like 総務部, 企画情報部, etc., and a total row.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

Table with 3 columns: 請求等の主な内容, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 教科書採択関係文書, 教職員勤務時間調査記録, etc.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

Table with 3 columns: 公開請求者等の区分, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 県内に住所を有する者, 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体, etc.

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

Table with 7 columns: 不服申立て件数, 却下, 棄却, 一部認容, 認容, 審理中, 取下げ. Rows include 平成16年度からの繰越件数 and 平成17年度申立て件数.

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

注 不服申出とは、公文書の公開申請に対する決定について、要綱に基づく不服申出をいう。

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成17年度における個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成18年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

Table with 3 columns: 実施機関, 17年度末件数. Rows list departments like 総務部, 企画情報部, etc., and a total row.

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

Table with 7 columns: 実施機関, 請求の件数, 開示, 部分開示, 非開示, 処理中, 取下げ. Rows include 知事 and 公営企業管理者.

教育委員会	9 (1)	7 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	63 (3)	36 (1)	20 (2)	3 (0)	3 (0)	1 (0)

注1 他の実施機関については、実績なし。  
 2 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請求の件数
総 務 部	38
知 県 民 環 境 部	12
保 健 福 祉 部	156
事 土 木 部	1
小 計	207

教 育 委 員 会	6,589
人 事 委 員 会	191
合 計	6,987

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。  
 2 他の実施機関については、実績なし。

- 3 個人情報の訂正請求の状況  
実績なし
- 4 個人情報の利用停止請求の状況  
実績なし
- 5 不服申立ての状況  
実績なし

○公 告

愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施について

愛媛県立歯科技術専門学校学則（昭和46年愛媛県規則第13号）第12条第1項の規定による平成19年度愛媛県立歯科技術専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成18年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

科 別	期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
歯科衛生士科	(1) 推薦入学試験 平成18年 10月14日(土) (2) 一般入学試験 平成19年 2月14日(水)	伊予郡砥部町高尾田 543 番地 愛媛県立歯科技術専門学校	2年	40人(うち、推薦入学試験による募集人員は、20人程度)	高等学校卒業者(平成19年3月卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められた者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあつては、愛媛県内の高等学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校の校長の推薦を受けたものに限る。	歯科衛生士試験の受験資格が得られる。
歯科技工士科	(1) 推薦入学試験 平成18年 10月14日(土) (2) 一般入学試験 平成19年 2月14日(水)	同 上	2年	20人(うち、推薦入学試験による募集人員は、10人程度)	同 上	歯科技工士試験の受験資格が得られる。

2 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

- ア 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル横4センチメートルの写真をはること。)
- イ 入学資格を証明する書類(卒業証明書、卒業見込証明書等)
- ウ 最終出身校の成績証明書
- エ 推薦入学試験を受ける場合にあつては、在学高等学校の校長の推薦書

(2) 入学願書の用紙は、愛媛県立歯科技術専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

(3) 入学願書の受付期間及び提出先

ア 受付期間

- (ア) 推薦入学試験  
平成18年 9月29日(金)から同年10月5日(木)まで
- (イ) 一般入学試験  
平成19年 1月10日(水)から同月29日(月)まで

(ウ) 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

イ 提出先

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

(郵便番号 791 2101)

愛媛県立歯科技術専門学校

3 合格発表

(1) 推薦入学試験

平成18年10月31日(火)に在学高等学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

(2) 一般入学試験

平成19年2月28日(水)午前9時に愛媛県立歯科技術専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

4 その他

入学試験に関する詳細は、愛媛県立歯科技術専門学校に照会すること。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成18年6月27日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 玉 水 寿 清

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
		負担金	3,648,099 338,790	13,706,441	169,306	220,747				
掛金	3,787,187 361,678	7,475,958		220,693						
施設収入・商品売上						121,420				
受取手数料									21,118	
基礎年金交付金			1,851,793							
利息及び配当金	67 9	1,853,765	152	91	20	1,128,774	539			
組合員貸付金利息							347,287			
その他収入	367,928	18,846	61	5,123	38,353	16,279	75,455	60,114	1,141,443	
他経理から繰入金				65,596		30,000				
前年度繰越支払準備金	724,051	11								
前年度繰越長期給付積立金		94,619,636								
計	8,527,332 700,477	119,526,450	235,115	446,654	189,793	1,145,053	423,281	81,232	1,141,443	
給付	4,621,687	20,218,835							1,140,068	
役員給与			163,325	39,201	77,134	32,312	12,439	4,104		
厚生費			114	344,192	65	23	3	10		
旅費・事務費			10,852	5,844	1,577	2,721	2,179	474		
商品仕入					2,819					
飲食材料費										
委託費			11,124	2,405	270	214	190	190		
支払利息						838,296	298,828	14,416		
連合会払込金	147,382						17,140			
老人保健拠出金	1,590,037									
退職者給付拠出金	1,221,337									
介護納付金	691,017									
基礎年金拠出金負担金		5,603,628								
他経理へ繰入金	25,188	40,408		30,000						
その他支出	456,759 933		58,990	37,253	95,926	14,578	77,541	62,186	1,375	
次年度繰越支払準備金	738,133									
次年度繰越長期給付積立金		93,663,579								
計	8,800,523 691,950 273,191 8,527	119,526,450	244,405	458,895	177,791	888,144	408,320	81,380	1,141,443	
差引当期利益金又は当期損失金( )			9,290	12,241	12,002	256,909	14,961	148	0	

貸借対照表の要旨

資	流動資産	28,463,018	374,556	387,564	136,737	24,429,330	114,512	937,327
	固定資産	65,200,568	931	115	609,624	34,859,194	15,064,847	

産	繰延資産									
	資 産 合 計	667,932	93,663,586	375,487	387,679	746,361	59,288,524	15,179,359	937,327	
負 債	流動負債	77,254	7	846	13,936	6,583	57,085,811	25,044	69,858	
	固定負債	738,133		241,944	57,874	139,752	60,803	14,749,833	700,109	
	負債合計	815,387	7	242,790	71,810	146,335	57,146,614	14,774,877	769,967	
資 本	資本剰余金			503		545,655				
	長期給付積立金		93,663,579							
	利益剰余金又は欠損金( )	157,046 9,591		132,194	315,869	54,371	2,141,910	404,482	167,360	
	資本合計	147,455	93,663,579	132,697	315,869	600,026	2,141,910	404,482	167,360	
	負 債 ・ 資 本 合 計	667,932	93,663,586	375,487	387,679	746,361	59,288,524	15,179,359	937,327	

(注) 短期経理の upper は短期、lower は介護